

第5回教育委員会

令和3年3月23日
午後4時00分
教育センター講義室

案 件

議案第30号

学校園における始業日・終業日等の運用について

議案第 30 号

学校園における始業日・終業日等の運用について

1 始業日・終業日等の設定について

- 国においては、学校教育法施行令により、公立学校の学期並びに夏季・冬季等における休業日については、設置者である教育委員会が定めることとされている。
- 本市においては、学校管理規則により、校園長が教育委員会の承認を受けて休業日を設定することを可能としている。
- 始業日並びに終業日（修了日）の設定に関しては、特段の定めはないが、休業期間最終日の翌日並びに休業期間開始日の前日に設定することが一般的となっている。

2 これまでの経過について

- 区担当教育次長会議実務部会より、必要な授業時数を確保できていることを前提に、現場に近いところで、修了・終業式を前日午後に行うことや前日に修了・終業した場合、修了・終業日は休業日にするなど、各学校長が柔軟に運用を決定できる仕組みを構築するよう提案があったことから、検討を開始した。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長期の臨時休業措置が取られたが、各校園においては、週あたりの授業時数等を調整するなどして、授業時数等の確保に努めてきた。
- 来年度においても、引き続き新型コロナウイルスの影響が生じることが予測され、また仮に新型コロナウイルスが収束したとしても、今後、校園長が各校園の実情に応じて、柔軟に学校園運営をマネジメントできるようにする必要がある。
- また、昨今の働き方改革推進の観点から、年間を通しての教育活動のための時間確保には最大限考慮しつつ、暦に応じた柔軟な休業日の設定等、より効率的・効果的な学校園運営を行うことができるようにすることも重要である。
- これらを踏まえ、各学期の始業日・終業日（修了日）の運用について、校園長の裁量権拡大の観点から、教育課程編成上必要な授業時間数等を確保することを前提に、校園長の判断により、次の通り柔軟に行うことができることとする。

3 新たな運用ルールについて

- (1) 長期休業期間について、現状の規則で定めているものを基準として、校園長の裁量により期間を変更できることとする。ただし、終業日（修了日）の前倒しや始業日の後ろ倒しを行う場合については、それぞれの休業期間の前後1日までの範囲での変更とする。
- (2) 各校園調整のうえ、区単位又はブロック単位でまとまって変更することも可とする。
- (3) 終業日（修了日）を1日前倒しする際は、給食実施後、午後に終業式（修了式）、もしくは授業を行うこととし、始業日を1日後ろ倒しする際は、給食実施後、午後にも授業を行うこととする。

4 運用開始時期について

令和3年7月より運用できることとする。

【参考】

学校教育法施行令（抄）

（学期及び休業日）

第29条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

大阪市立学校管理規則（抄）

（休業日）

第2条の2 学校（幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の8及び第8条の12を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月24日（高等学校においては8月31日）まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (3) 春季休業日 3月25日（高等学校においては3月16日）から4月7日まで
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める日

2 校長（園長を含む。第4項を除き以下同じ。）は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。